

香川県NPO基金登録団体への登録について

香川県NPO基金（正式名称「香川県特定非営利活動促進基金」）は、個人や企業など広く県民の皆さんから寄附金を募り、集まった寄附金を原資として、NPO活動に対して補助金を交付するなどNPOの支援のために活用することを目的に、創設されました。

基金を活用した補助金の交付を受けるためには、あらかじめ登録を受けることが必要です。

登録を受けるためには

◎申請方法

申請要件を満たす団体は、登録を申請することができます。
必要な書類は、次のとおりです。

- ① 香川県NPO基金登録団体登録申請書（第1号様式）
- ② 登録団体概要書（第2号様式）
- ③ 活動状況報告書（第3号様式）
- ④ 申請要件についての確認書（第4号様式）

更新の場合は
更新申請書
(第8号様式)

申請書類の様式は、次のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/npo_kikin/touroku.html



◎審査について

県は、申請があれば、

- ① 申請要件を満たしているか
 - ② 活動要件を満たしているか（活動が一定のレベルに達しているか）
- について、香川県ボランティア・NPO支援事業選考委員会の意見を聴いたうえで審査し、登録の適否を決定します。

※申請要件・活動要件については裏面をご覧ください。

◎登録の申請は、随時受け付けています。

◎登録審査は定期的を実施していますが、申請時期によっては、登録までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

留意事項

◎この登録制度は、香川県NPO基金を活用した補助事業の対象となる団体を登録するものであり、補助金の交付等を保証するものではありません。

また、香川県が他のNPO法人等との間に優劣を付けるものではありません。

◎寄附金の一部は、他のNPO支援のための経費に充てさせていただきますので、寄附の全額が、指定どおりに団体や分野に補助されるものではありません。

※制度の詳細についてはこちらをご覧ください。 [香川県NPO基金](#) [検索](#)



香川県NPO基金登録団体の登録要件

申請要件

次のいずれの要件にも該当すること。

- ① NPO法人であって、その設立の日以後2年を経過しているもの。(法人設立後2年に満たない団体であっても、任意団体として活発なNPO活動を開始した日以後2年を経過している団体を含む。)
- ② 主たる事務所の所在地が香川県内にあること。
- ③ 主たる活動を行う区域が香川県内であること。(活動区域が県外地域であっても、県民の公益に寄与する活動と認められる場合を含む。)
- ④ NPO法第29条第1項(事業報告書等の提出)の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること。
- ⑤ 事業を行うに当たり、その団体の役員、社員等に対し特別の利益を与えていないこと。
- ⑥ 営利を目的とする個人若しくは団体又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- ⑦ 営利を目的とする同一の団体の役員、社員等である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えていないこと。
- ⑧ NPO法第2条第2項第2号イ及びロに規定する宗教活動及び政治活動のいずれも行っていないこと。
- ⑨ 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- ⑩ 香川県NPO基金登録団体の登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと。

活動要件

活動が、次の要件のいずれにも該当していること。

- ① 広く県民を対象とするNPO活動を行っていること。
- ② より公益性の高いNPO活動を行っていること。
- ③ 活発なNPO活動を継続的に行い、当該活動に発展性及び模範性があること。